

## 第8章 開発協力の効果

イグアス移住地内の一般の農場（非日系人経営の農場を含む）以外の企業としては、大森農牧(株)、箱根植木(株)、南米農牧(株)、セダ・イグアス(株)の4企業が事業経営を行っており、今次の試験事業が開始されれば第5番目の企業の進出となり、調査団が訪問したイグアス市役所、イグアス日本人会及びイグアス農業協同組合は、いずれも（日本）企業の進出を歓迎し、早期の事業開始に期待をよせている。

特に、今次の試験事業の事業内容が畑地における作物の試験栽培であることからイグアス農業協同組合は、試験事業の段階では組合員（農業者）に直接の利益はないものの、本格事業の段階に至れば、

- ① 組合員に新たな換金作物とその栽培技術の導入、生産した作物の確実な販売先の存在による農業収入の増加が図れるとの大きな期待が寄せられている。
- ② 加えて、イグアス移住地内の農耕可能地は、その大部分がすでに農耕地として開発されており、今後の新たな農耕地の拡大の余地は極めて乏しく、組合員の2男・3男の就農を考えた場合には一組合員の耕地を分割することは大豆・小麦の栽培を行っていく限りにおいては採算面の上から経済性を見出すことはできないので、小面積の農耕地を利用した高い農業収入が図れるであろう姫マツタケの栽培の実施に強い関心を有している。

以上の試験事業予定地域の関係機関の期待・関心及びアスンシオン市等における調査訪問の実施から、主要な開発協力の効果を考察する。

主要な開発協力の効果は次のとおりである。

### 8-1 作物の多様化の推進

パラグアイ政府（農牧省）は、メルコスール（南米共同市場）の実施に係る国内農業生産振興の政策として、作物の多様化を推進している。

姫マツタケは、同国のアルトパラナ県下に自生していることが散見されたとの複数の報告があり、同県の自然条件（土壌を含む）は姫マツタケの生育に不適切であるとはいえないものと考えられるので、今次の試験事業の実施により、露地栽培による姫マツタケの生産技術の確立が図られれば、新たな農作物の誕生をみることになり同国が推進する農業政策に合致することになる。

### 8-2 新たな輸出農作物の誕生

試験事業で生産された姫マツタケは、一次処理（乾燥処理）後の規格品は全量が日本企業へ輸出される計画になっていることから、パラグアイにとっては新たな輸出農作物の誕生に

なる。

また、本格事業に移行すれば、現地法人がイグアス移住地内の農業者に姫マツタケの種苗の配布と栽培指導を行う予定であることから、同移住地内に新たな輸出農作物をもたらすことが期待できる。

### 8-3 雇用促進と地域住民の所得の向上

今次試験事業の計画では、現地法人は非日系人を7名程度常用し、加えて露地栽培の姫マツタケの収穫時期には、臨時作業員を10名前後雇うことになる見込みである。これらの雇用は、イグアス市及び周辺地域のパラグアイ人を想定していることから、地域住民の雇用の促進に貢献するものと考えられる。

特に、臨時作業員の作業内容は、姫マツタケの収穫、収穫直後の調整（石付の除去、変色部位の切落しなど）、乾燥器トレイへの配置など、いずれの作業も女性労働者に適した作業であることから、地域の女性の雇用促進につながるものと考えられる。

試験事業の段階から本格事業に移行すれば、現地法人は姫マツタケの種菌の培養量の増加、栽培農家の生産技術指導やコンポスト生産状況の巡回把握などのために新たな常用労働者の雇用と、姫マツタケの収穫後の一次処理などのための臨時作業員の増員がそれぞれ見込まれるので、さらなる地域社会からの雇用の促進が期待できる。

また、試験事業の実施段階（及びその後の本格事業への移行後）を通じて地域住民の所得の向上にも貢献できる。

## 第9章 投資環境

### 9-1 政治・経済状況

#### (1) 政治

1992年6月に公布された新憲法は、政体を三権分立の立憲共和制と規定している。新憲法のもと1993年5月の総選挙を経て、立法府は新国会が発足した7月1日より、行政府は8月15日から新政権が発足した。新憲法公布後、刷新が遅れていた司法権についても、1995年4月最高裁判所判事及び最高選挙裁判所判事が新憲法規定に従い任命され、国憲の三権は全て改革された。民主化に向かっている。

#### (2) 経済概況

パラグアイ経済は、基本的に農牧林業の生産及びその製品の輸出により成り立っている。1970年代初頭までは食肉及び木材が主要産品で輸出額の50%を占めていたが、1970年代後半からは棉花及び大豆の輸出が増加した。1975年から1981年にかけてはブラジルとの合併によるイタイプ・ダム建設ブームにわいたが、ダム工事終了後は、経済は棉花及び大豆生産に特化し、農業関連品の輸出が90%以上占めている。

表9-1 主要輸出産品 (FOB、千ドル)

	95年輸出額	割合
大豆	179,802	22
棉花	246,356	30
肉類	41,792	5
木材	56,151	7
小計	524,103	61
その他	295,372	36
合計	819,475	100

(出典：中央銀行)

#### (3) メルコスール (南米共同市場)

1995年1月からメルコスールが発足した。メルコスール加盟国は、アルゼンティン、ブラジル、ウルグァイ、パラグアイである。2006年までに加盟国の全ての品目が対外共通関税に収斂され、域内関税は撤廃される。1年目の成果として、パラグアイはビールや乳製品などの非伝統的産品の輸出が増加した。

表9-2 パラグアイのメルコスール諸国との貿易 (単位:千ドル、1995年)

相手国	アルゼンティン	ブラジル	ウルグアイ	メルコスール	その他	合計
輸入	367,071	612,855	35,212	1,015,138	1,856,380	3,886,656
輸出	62,487	382,979	19,941	465,407	351,067	1,281,881
貿易赤字	304,584	229,876	15,271	549,731	1,502,313	2,601,925

(出典:中央銀行)

表9-3 パラグアイの貿易におけるメルコスール諸国の比率 (%)

	1991	1992	1993	1994	1995
輸入(メルコスール/全体)	31	38	39	42	35
輸出(メルコスール/全体)	35	38	40	46	57

(出典・中央銀行)

## 9-2 外国投資

### (1) 外国投資の定義

法律で定められている外国投資とは、投資増額の30%以上を、外国人の投資家による資金で行われているものをいう。投資総額は、資本金・借入金などの外国資金であり、機械などの資本財の導入も含めて算出する。なお、投資総額の30%とは、資本金の持分割合ではないことに留意する。

外国人の投資家は、個人または法人であって、外国に住所を有するものをいう。

### (2) 外国投資で許可が必要とされる分野

外国投資が制限され、許可が必要とされる分野は、次のとおりである。

- ① 地下資源(天然ガス、鉱物、石油など)の開発
- ② 今後、民営化される事業(アルコール事業、電気、電話、水道など)
- ③ その他公共事業

### (3) 外国投資の優先地域

次の地域を、外国投資の優先地域として指定している。この地域に投資する場合、法人税の10年間の優遇措置がある。

- ① Concepción
- ② San Pedro
- ③ Caazapá

- ④ Guairá
- ⑤ Yñeembucú
- ⑥ Villa Hayesを除く西部地域

### 9-3 投資に係る税制

法律125/91：税法(TAX AMENDMENTS OF PARAGUAY)

#### (1) 法人税

商業・工業・サービス業の活動による純利益の30%が課税される。個人の活動は含まれない。納税者は、法人の資格の有無にかかわらず、全ての国内の会社・団体及び、国外の居住者・社会、国内の支店である。パラグアイ国内に、外国法人が支店を開設した場合、支店の純利益に対し30%の法人税が課税される他に別途、外国法人がパラグアイで得た利益に対して17.5%の法人税が課税される。外国法人が設立した子会社（パラグアイ国内法人）であれば、法人税30%のみである。

#### (2) 農業税（農牧業所得税）

国内での農牧業の活動による純利益の25%が課税される。ただし、20ha以下の土地所有者は、免税される。キノコ栽培を行い、乾燥などの加工を行っても、農業税が適用される。

#### (3) 付加価値税

商品の販売、サービス・輸入商品の価格の10%に課税される。（日本の消費税とほぼ同じ税制）

納税者は、個人及び法人の事業者である。法人の場合、前年売上高が、33,221,706Gs（約16,000US\$）以下の場合、納付義務が免除される。

農業作物、不動産、石油製品などには、付加価値税はかからない。

#### (4) 利益対外送金税

外国に送金した利益に対して5%が課税される。借入金の利息の送金に対しては課税されない。

#### (5) 小規模企業に対する税

年間売上高37,000,000Gs以内の個人所有企業の場合、純利益に対して1～4%を課税

される。この場合、法人税は課税されない。

(6) 特定商品物品税

タバコと飲み物に対して8～10%が課税される。

(7) 特定燃料品税

ガソリン、アルコール、灯油などの燃料に対して、5%を課税する。

(8) 不動産税

全ての不動産所有者に対して課税される。国が設定する不動産の評価額に対して1%を課税する。ただし、5ha以下の農村地は0.5%である。

(9) 印紙税

金融に関する証書の作成時に、証書の額に応じて、1%～1.75%が課税される。

(10) 個人所得税

個人に対する所得税はない。

9-4 法律60/90：外国投資促進法(INVESTMENT PROMOTION)

(1) 外国投資が優遇措置を受けるための要件

次のいずれかの要件を満たせば、優遇措置が得られる。

- ① パラグアイ国内におけるサービス、製品の生産性の向上があること
- ② 常時雇用の増加があること
- ③ 輸入品を国内で代替生産が行われること。輸出の促進になること
- ④ 自然資源・原料の有効利用、生産性を向上させる技術の導入
- ⑤ 得られた利益を再投資した場合

(2) 投資の方法

次のような方法は、外国投資に該当する。

- ① 現金による投資
- ② 外国の機関、外国法人からの借入金
- ③ 資本財を外国から導入する
- ④ 生産資材、原料を外国から導入する

- ⑤ メーカーの特許権のある技術の移転
- ⑥ 資本財をリースによって、外国から導入する
- ⑦ 専門的技術支援を行うサービス

### (3) 優遇税制

#### ① 関税

資本財、生産資材、原料などの輸入の関税は、免除される。優遇措置を受けるために、投資委員会に提出した企画書に記載されている資本財などであり、車両なども含まれる。ただし、機械などは5カ年以内に製造されたものである必要がある。なお、免税となった資本財を、他に販売することはできない。販売した場合は、免税分の税金を支払わなければならない。

#### ② 付加価値税

輸入時に課税される付加価値税は、免除される。  
対象となる品目は、①と同様である。

#### ③ 利益対外送金税

5%が免除される。

#### ④ 法人税

投資によって得られた粗利益に関わる法人税の95%を免除する。なお、純利益と粗利益は、ほとんど同じであるが、粗利益から維持経費などを差し引いたものが純利益となる。

#### ⑤ 利益の配当

利益の配当を株主に行った場合、法人税を5%分免除する。

#### ⑥ その他の所得に対する課税の免除

- ・リースに関する所得
- ・贈与に関する所得
- ・商標権の利用による所得
- ・特許権の利用による所得
- ・工業デザイン権の利用による所得
- ・その他の技術移転による所得

#### ⑦ 優遇税制の対象期間

対象期間は、5年間である。

ただし、次の場合は、延長される。

- ・利益による再投資を行った場合、または、開発優先地域である場合は、10年間に延

長できる。

- ・国産の生産資材を導入した場合は、7年間に延長できる。その国産率は、当局の認定による。

#### ⑧ 再投資による優遇措置

利益を再投資し、資本財を購入した場合、翌年の法人税を50%免除する。ただし、資本財の増加が30%以上ある必要がある。

### (4) 投資委員会(Consejo de Inveriones)

外国投資による優遇措置を受けるためには、申請書と企画書を投資委員会に提出し、審査を受ける必要がある。

投資委員会は、商工省、大蔵省、パラグアイ中央銀行、経済企画省、商工会などのメンバーにより、構成されている。申請書と企画書は、スペイン語で記述し、金額はガラニー建てで計算する。

申請書は、外国法人でも可である。しかし、企画書は、投資総額が10万US\$以上の場合商工省によって公認されている者によって作成されなければならない。申請時に、パラグアイの法人が設立されておらず、今後設立予定の法人が投資を行う場合は、司法書士が作成した会社概要などを添付すれば、優遇措置が得られる。関税及び付加価値税の免除の対象となる物は、企画書に記載されている物であり、企画書には、詳細に作成されなければならない。投資総額を変更(増額)する場合は、再度申請書を提出する必要がある。

投資委員会に申請書が提出された日から、60日以内に決裁され、その後、大蔵大臣が15日以内に許可することになっている。

## 9-5 雇用に関する制度

### (1) 労働契約

労働契約には2種類ある。1つは、個人と会社で労働契約する場合であり、もう1つは団体と会社が労働契約する場合である。

### (2) 試用期間

個人と会社が労働契約を行う場合、次のように試用期間が定められている。

- ① 資格のない労働者の場合、試用期間30日間
- ② 資格のある労働者の場合、試用期間60日間
- ③ その他の専門技術者の場合、その雇用形態によって、上述とは異なる日数を設定できる



### (3) 団体と会社との労働契約

会社経営者は、労働者の団体と労働契約を行う場合、次のような形態がある。

なお、労働者の団体とは、いわゆる労働組合とは、異なり、試用期間はない。

① 一定の期間の労働契約を行う

② 会社が行う事業の期間（あるいは建設工事の期間）の労働契約を行う

契約書は、経営者と労働者と登記を行うためのものを3部作成する。契約人数が会社の雇用人数の3分の2以上の人数の場合、法律と同等のレベルのものとして保護される。

団体との契約は、2年間は変更することができず、また、その契約を破棄することはできない。

### (4) 雇用者（経営者）側の責任

経営者は、雇用者登記リストに登録し、雇用人の名簿を毎年作成する必要がある。

経営者は雇用人に有給休暇を与える責任があり、健康保険料の支払いや年金保険の支払いの責任がある。

### (5) 最大労働時間

最大労働時間については、次のような定めがある。

① 日中の労働の場合、1日8時間、週48時間

② 夜間の労働の場合、1日7時間、週42時間

③ 日中、夜間の混合の場合、1日7.5時間、週45時間

日中とは、6時から20時までである。

夜間とは、6時と20時の間から開始し、23時30分に終了するもの、または、2時30分から開始し、6時と20時の間に終了するものである。

### (6) 賃金

労働者の月額最低賃金は、586,076Gs (272US\$) である。(1997年11月)

労働形態は、月曜から金曜は8時間、土曜は4時間である。

### (7) 有給休暇

勤続期間に応じて有給休暇を取得できる。

勤続期間 5年以下の人は、有給休暇12日間

5年以上10年未満の人は、18日間

10年以上の人は、30日間

18才以下の人は、25日間の有給休暇を取得することができる。

なお、1997年1月より、社会福祉院の3階にある監督事務所が、雇用、解雇、減俸、休暇などについて監督することになっている。

#### (8) 社会保険

##### ① 雇用者が支払う社会保険

- ・社会健康保険 月額給与に対して 14%
- ・年金保健 月額給与に対して 0.5%

##### ② 雇用人が支払う社会保険

- ・社会健康保険 月額給与に対して 9%
- ・年金保健 月額給与に対して 0.5%

#### (9) 雇用者のその他の社会的義務

- ① 雇用人に対して、扶養家族手当を支払う。その手当は、子供（18才未満）1人当たり給与の5%である。3人の子供がいる場合は、15%を支払うことになる。
- ② 雇用人に対して、年間給与の12分の1をボーナスとして支払う。
- ③ 勤続1年間を越えると、有給休暇分として1.67%を雇用人に支払う。

#### (10) 解雇の予告期間

勤続1年以内は、	予告期間30日間
勤続1年以上5年以内は、	45日間
勤続5年以上10年以内は、	60日間
勤続10年以上は、	90日間

### 9-6 農産物の国内流通と輸出

#### (1) 農産物の国内流通の規制と検査

農牧省・植防局は、農産物に応じて、検査を行い、その証明書を発行している。

この証明書は、法律1356/88で定められた料金を支払う必要がある。

#### (2) 輸出の規制と環境的制約

農産物の輸出を行う時は、上述の(1)のほかに、輸入国の条件を満たす必要がある。輸出農産物の証明書は、FAO（国際連合食糧農業機関）の植防条約に基づいて発行される。

環境的制約は、法律836/80（衛生法）により規制されている。この法律は、国民の人

権、国民の義務、国民の健康と政府の責任を定めている。また、環境と汚染、飲料水、下水及び工場廃棄物について定めている。

### (3) 植物検疫

植物検疫は、次のようなカテゴリーに分かれている。

- ① 加工したもの、病虫害の危険性のないもの
- ② 半加工のもの、乾燥したもの
- ③ 生のもの
  - ・野菜、果樹
  - ・花及び木など鑑賞用のもの
  - ・木材、皮、コルク
  - ・穀物（大豆、小麦など）

## 9-7 株式会社の設立と運営

### (1) 会社の設立手続

株式会社の設立は、司法書士によって作成された公文により行われる（公文は、司法書士により作成されたものをいう）。外国法人が国内に法人を設立する場合、PROPARAGUAY（パラグアイ投資輸出促進機関）に要請すれば、司法書士・弁護士などを紹介される。

株式会社の設立登記は、設立議事録、社会的定款、初代の取締役・監査役などを「公文登録所」に登録することにより行われる。この登録を行わない場合であっても、社会的義務を免除されることはないが、法人としての権利義務は発生しない。

### (2) 会社の設立順序

法律で定められていることを履行し、その履行が認められた後、株式会社の設立について、第1級裁判所（地方裁判所）が設立認可の裁定を行う。その結果は、3日以内に、通達所によって通達される。

社名は、株式会社Sociedad Anonima (S.A.)の名称を含まなければならない。

会社設立時には、少なくとも、2名の株主となるべき投資家がいる必要がある。

また、登録された資本金は全て振込まなければならない。

### (3) 定款

法人の成立にあたり、定款を作成する必要がある。定款は公文によって行われなければならない。

定款に次の事項を記載する。

- ① 株主の氏名、国籍、職業、住所及び株主の持分割合（株式数）
- ② 法人の名称、住所。支店がある場合は、支店の名称
- ③ 会社の目的
- ④ 登録された資本金の額
- ⑤ 株券の額面金額、株数、記名・無記名の別
- ⑥ 現物出資の金額
- ⑦ 利益の配当の方法
- ⑧ 設立手続に関する発起人の報酬
- ⑨ 法人を運営する役員の人数と権限と期間
- ⑩ 法人が運営する期間

なお、取締役は株主または非株主であってもよく、再選は可能である。通常の任免は、会計年度と同じである。

#### （４）監査役

株主総会で、監査役を1名または数名任命できる。

任期は、最大3会計期間である。監査役は、必ず置かなければならない。また、監査役はパラグアイに住所がなければならない。

監査役は、会社運営に関する監査を行い、株主総会での発言権と参加権がある。

最低3カ月間隔で会計書類を監査することが可能である。

監査後は、臨時株主総会の開催を招集することができる。

#### （５）定時株主総会

毎年、取締役、監査役によって招集され、次の事項を決議することのために、開催される。

- ① 取締役の年次報告、検査役の年次報告
- ② 損益計算書、貸借対照表の報告
- ③ 利益処分案の決議
- ④ その他会社の業務に関して決議が必要なもの
- ⑤ 取締役、監査役の任免と報酬の決定
- ⑥ 新株式の発行

なお、定時株主総会は、会計年度終了後4カ月以内に行わなければならない。

#### (6) 臨時株主総会

次の事項を決議できる。

- ① 定款の変更
- ② 資本金の増資、減資
- ③ 株式を株主から買い取ること
- ④ 合併、会社の解散、組織変更、営業譲渡
- ⑤ 社債と株式を交換すること

#### (7) 株式

株式会社の株券は、無記名株券と記名株券である。

株券には、番号を付け、取締役のサインが必要である。

株券には、会社の住所、資本金額、株券番号、価格とその種類が記載されなければならない。

株券の発行は、金銭の支払いが行われたときである。定款によって、株券の種類、株式に対する権利を定めることが可能である。記名株券の譲渡は、特別な条件が必要である。

#### (8) 利益の配当

利益の配当は、定時株主総会の利益の処分により行われる。毎年、利益のうちの5%を、資本金の20%になるまで、利益準備金として積み立てなければならない。

配当は、純利益のみから、支払可能である。これに違反した場合は、取締役が、支払超過を会社に支払う責任を負う。

#### (9) 社債

社債の発行は、民法772/79で認められている。



## 第10章 治安状況

### 10-1 パラグアイ国内の治安状況

パラグアイの治安状況は、他の途上国と比べると比較的良好であるといわれている。しかし、人口470万人のパラグアイは、日本に比べて犯罪の発生率が高いと判断される。パラグアイ国家警察署統計課の最近の犯罪データを要約して次に示す。

(件数)

犯 罪	1995年合計	1996年9月	1996年10月
強姦、婦女暴行	162	8	5
傷害 罪	4,605	185	254
誘拐	0	0	0
殺人	727	25	33
車両盗難	2,336	179	168
強盗、窃盗	3,709	139	171
交通事故	4,521	164	196
合 計	16,060	700	827

パラグアイは、日本に比べ車の数は少ないが、道路整備状況が悪く、交通事故が増加する傾向にある。また、スピードを過度に上げるため、死亡事故の発生割合が高い。車両泥棒が比較的多く発生している。最近は、チリから輸入した日本車の盗難が増えており、これらの返還率は最も低く、盗難された車は解体され、部品として売買されているようである。

拳銃は、当局の許可があれば、誰でも所持することができる。市内には、拳銃の販売店があり、所持登録手続を行って自由に販売されている。ただし、拳銃は家内に置くことになっており、野外で所持することは禁じられている。

### 10-2 都市部の治安状況

首都であるアスンシオン市の治安は、比較的良好である。しかし、ブラジルと国境を接するエステ市の治安は悪い。エステ市では、マフィアが存在し、麻薬の流通が行われている。また、強盗が頻繁に発生する。市内の店舗は、午後3時に閉まるので、3時以降は道路を歩く人も少なくなり、強盗が発生しやすくなる。

### 10-3 イグアス市内の治安状況

イグアス市内は、日系人の連携・連絡が良く、お互いの治安の維持に努力しているため、治安は比較的良好であり、強盗・殺人事件は、きわめて少ない。

イグアス市は、財政が乏しいため、治安維持のための支出を行っていない。このため、イ

グアス市内の日系人と非日系人にて組織する警察協力委員会があり、管理援助・治安協力を行っている。当委員会は、14名の役員で構成されており、そのうち10名が日系人で、4名がパラグアイ人である。当委員会の年間予算は、4,000万Gsであり、警察官の給与、兵隊の食料費に支出されている。警察官に国から支給される給与は少額であり、警察官がマフィアと共同で悪事を働く可能性があるため、警察官に給与を支給している。また、パラグアイでは兵役義務があり、兵隊が治安維持にあたっているが、支給される食糧が不十分であるため、当委員会が援助している。当委員会の年間予算のうち、約半分の2,000万Gsをイグアス日本人会が負担している。

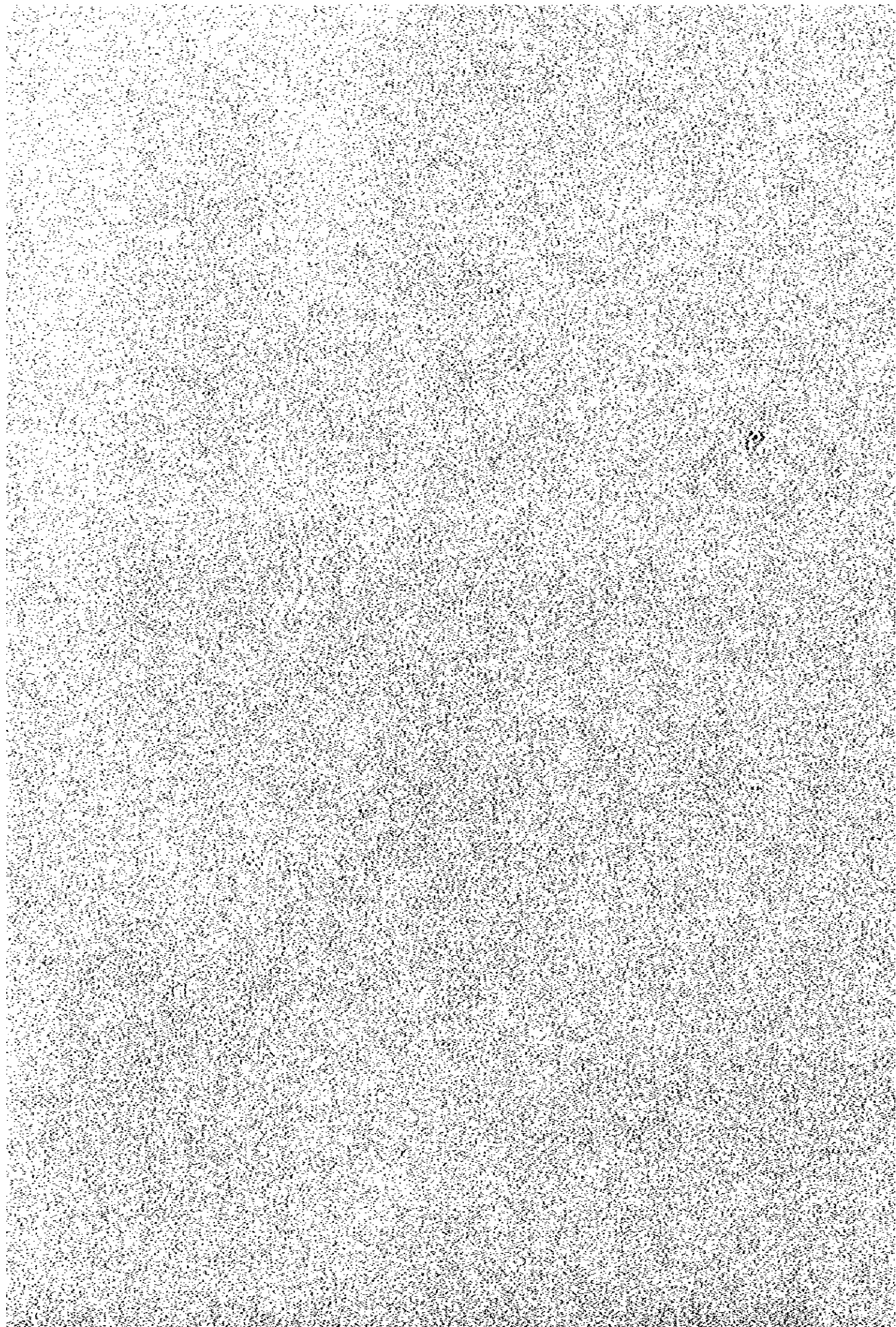
イグアス日本人会は、治安維持のため、警察協力部を組織しており、個人会員から、治安負担金として、1会員年間21,000Gs（基本分担金）と会費総額の30%を加算して、徴収している。なお、警察協力部の担当理事が、警察協力委員会の会長となっている。

イグアス市内に警察署が1カ所あり。警察官4名と、兵隊4名が治安維持に当たっている。



## 付 属 資 料

1. 事業実施計画（第6章）関連 .....	91
1 農場建設計画（試験事業）.....	91
2 施設建設計画（試験事業）.....	91
3 農機車両・農場備品調達計画（試験事業）.....	92
4 本格事業の農場建設・施設建設計画 .....	93
5 農機車両・農場備品調達計画（本格事業）.....	91
2. 経営計画（第7章）関連 .....	95
1 コンポスト20トン当たりの栽培資材費 .....	95
2 コンポスト20トン当たりの栽培管理労賃 .....	96
3 栽培区画ごとの栽培管理費用（資材費、労賃） .....	97
4 年度別栽培管理費 .....	98
5 年度別消耗資材調達計画 .....	99
6 年度別梱包資材費 .....	100
7 年間人件費・福利厚生費（試験事業）.....	101
8 保守管理費（試験事業）.....	101
9 燃料オイル代（試験事業）.....	102
10 年間人件費・福利厚生費（本格事業）.....	103
11 保守管理費（本格事業）.....	103
12 燃料オイル代（本格事業）.....	103
13 減価償却計画(1) 試験事業分 .....	101
14 減価償却計画(2) 本格事業分 .....	105
3. イグアス地域の気象データ .....	107
(測候地：パラグアイ総合農業試験場＝南緯25度27分、西経55度02分、標高288m)	
1 気温（1972～95年）.....	107
2 気温（1995年）.....	108
3 雨量 .....	108



1. 事業実施計画 (第6章) 関連

1 農場建設計画 (試験事業)

	耐用 年数	(規模)	(単価) (円)	(価額) (1,000円)	(価額) (1,000円)
(1年度)					
埋戻土	20	5.0 ha	541,500 /ha	2,708	150
幹線道路建設(側溝含む)	20	1,010 m	21,750 /m	21,958	1,217
支線道路建設(側溝含む) (計)	20	230 m	17,060 /m	3,910	217
					1,584

\* 施設用地取得は、施設建設工事費に含まれる。

2 施設建設計画 (試験事業)

	耐用 年数	(規模)	(単価) (1,000円)	(価額) (1,000円)	(価額) (1,000円)
(1年度)					
管理施設					
事務所・倉庫・車庫建設	20	100 ㎡/棟	400 /棟	40,000	2,316
管理宿舍建設	20	80 ㎡/棟	320 /棟	25,600	1,418
農畜内休養施設建設	20	80 ㎡/棟	240 /棟	19,200	1,064
配電回線施設					
電気引込工事(1,800m)	20	1 式	10,231 /式	10,231	567
※1) 設置含む					
敷地内配線工事	20	1 式	880 /式	880	49
※施設内配線工事、電灯設置は施設建設費に含まれる					
自家発電機設置		1 式	17,329 /式	17,329	960
電気引込工事(引込可電柱を利用)					
推付金		1 式	3,770 /式	3,770	209
引込工事	20	1,800 m	8.85 /m	1,170	65
電柱等(送電計等含む)	20	1 式	253 /式	250	14
保安施設(警備用等)	20	1 式	1,800 /式	1,800	100
(1年度)					
生産施設					
畜舎製造施設					
建屋(1棟)		210.0 ㎡/棟	250.56 /棟	52,618	2,915
作業道					
溝		2 式	864 /式	1,728	96
作業台		1 式	864 /式	864	48
ボイラー		1 式	32,406 /式	32,406	1,795
責任器設置		1 式	49,879 /式	49,879	2,730
培養室					
空調設備(工事含む)	20	3 台	2,893 /台	8,679	481
棚	20	6 式	1,236 /式	7,716	431
一次発酵施設					
ワグ(1)貯溜槽	20	1 式	800 /式	800	44
二次発酵施設					
建屋(1棟)		87.8 ㎡/棟	188.93 /棟	16,583	919
1 式			14,152 /式	14,152	784
縦風機換機(1台付)		1 式	10,867 /式	10,867	602
シロッコファン		1 式	8,845 /式	8,845	490
扉室・送風装置		1 式	14,400 /式	14,400	798
ダクト工事					
買引し施設	20	1 棟	43,301 /棟	43,301	2,399
建屋(310㎡)		1 式	34,814 /式	34,814	1,932
縦風機換機(1台付)		1 式	11,733 /式	11,733	1,204
シロッコファン		1 式	3,033 /式	3,033	168
縦風機換機		1 式	1,805 /式	1,805	100
屋上冷却水施設		1 式	14,400 /式	14,400	798
ダクト工事					
牧草製造施設					
建屋(1棟)	20	250.0 ㎡/棟	153.31 /式	38,328	2,123
乾燥機(1572付)		10.0 式	7,581 /式	75,810	4,200
冷却機		1 式	5,196 /式	5,196	288
乾燥機(104㎡/棟)	20	1 棟	10,184 /棟	10,184	564
給水回線施設					
深井戸掘削(877付)	20	1 式	35,376 /式	35,376	1,960
貯水罐(20,000L)	20	6 式	8,000 /式	8,000	443
配管(埋設工事含む)	20	1 式	4,000 /式	4,000	443
飼育内水施設					
貯水罐(8,000L)	20	1 式	3,300 /式	3,300	183
加圧ポンプ(含ポンプ類)	20	1 式	2,918 /式	2,918	162
導水管工事(4.5m径)	20	160 m	5.33 /m	853	47
(1年度 合計)					35,809
(2年度)					
築地圃舎(104㎡/棟)	20	3 棟	10,184 /棟	30,552	1,693
(2年度 合計)					1,693

\* 施設用地のフェンス、一次発酵施設(283.5㎡)は、JICA融資に先立ち事業主体者が、自己資金で建設する計画



4 本格事業の農場建設・施設建設計画

	耐用 年数	(規模)	(単価) (Gs)	(価額) (1,000Gs) (1,000円)	
(4年度)					
農場建設計画					
環境植林	20	5.0 ha	541,500 /ha	2,708	150
幹線道路(側溝含む)	20	1,510 m	21,750 /m	32,843	1,819
支線道路(側溝含む)	20	360 m	17,000 /m	6,120	339
(計)					2,308
(4年度)					
施設建設計画					
一次発酵施設					
建屋(1棟)	20	283.5 m <sup>2</sup> /棟	199.27 /棟	56,493	3,130
コンクリート液溜池	20	1 式	800 /式	800	44
二次発酵施設					
建屋(1棟)		87.8 m <sup>2</sup> /棟	188.93 /棟	16,588	919
付属備品		1 式	48,264 /式	48,264	2,674
菌回し施設					
建屋(310m <sup>2</sup> )	20	1 棟	43,301 /棟	43,301	2,399
付属備品		1 式	75,845 /式	75,845	4,202
収穫物処理施設					
建屋(1棟)	20	250.0 m <sup>2</sup> /棟	153.31 /式	38,328	2,123
乾燥機(トランス付)		10.0 式	7,681 /式	75,810	4,200
冷蔵庫		1 式	5,198 /式	5,198	288
栽培菌舎(104m <sup>2</sup> /棟)	20	4 棟	10,184 /棟	40,736	2,257
圃場内灌水施設					
貯水槽(6,000L)	20	1 式	3,300 /式	3,300	183
加圧ポンプ(含フィルター類)	20	1 式	2,918 /式	2,918	162
導水管工事(3寸径)	20	412 m	8.52 /m	3,510	194
(計)					22,775
合計					25,083



2. 経営計画（第7章）関連

1 コンポスト20トン当たり栽培資材費

	単位	単価 (Gs)	単価 (円)	所要量	所要額 (円)
種菌培養					
バガス	ト	33,000	1,828	0.80	1,462
コンポスト発酵					
バガス	ト	33,000	1,828	6.00	10,968
鶏糞	ト	55,000	3,047	1.20	3,656
大豆搾油粕	ト	643,000	35,622	0.60	21,373
石膏	kg	415	23	180.00	4,140
覆土混入用石灰	kg	200	11	250.00	2,750
コンポスト用袋 (ポリプロピレン)	枚	361	20	1,333	26,660
合計					71,009

\*種菌培養にはバガスのほか土壌も混入する

\*培養種菌は、ポリプロピレン製の瓶に収容。瓶は消耗資材費で計上した

\*覆土混入用石灰の必要量は、栽培方式（菌舎・露地）、試験設定などにより異なるが、ここでは、コンポスト20ト当たり250kgとして計上した。

## 2 コンポスト20トン当たりの栽培管理労賃

項目	単位	所要量 (人日)	単価 (Gs)	単価 (円)	所要額 (円)
<b>(露地栽培)</b>					
一次発酵					
仮積み		3			
切返し(1回目)		2			
切返し(2回目)		2			
切返し(3回目)		2			
切返し(4回目)		2			
二次発酵・接種					
二次発酵施設への運搬		1			
二次発酵施設への搬入		3			
二次発酵済みコンポスト袋詰め		10			
接種		6			
菌回し施設への搬入		3			
覆土用土壌の準備		10			
栽培管理					
栽培準備		5			
搬入		5			
コンポスト埋設		10			
覆土		7			
乾草マルチ		4			
除草		4			
収穫・調整					
収穫		24			
収穫後処理		26			
乾燥後処理		7			
作楽道側溝掘削					
掘削		7			
保守		2			
合計		145	22,541	1,249	181,105

### (菌舎栽培)

\*菌舎栽培では、コンポスト埋設、乾草マルチ、除草  
および作楽道側溝の掘削・保守を除く

菌舎栽培		118	22,541	1,249	147,382
------	--	-----	--------	-------	---------

\*栽培管理労賃は、非常勤労働者による賃金。各作業には専従者による同行作業が必要。

\*菌回し施設管理・種菌製造は専従者のみによる作業。

\*作楽道掘削は人力作業とする。コンポスト20トに充当する試験面積は、栽培試験区画の  
10区画分(33m x 75m)で、作楽道延長距離は75m。作楽道構造は、土道とし、  
路面幅2.5m、両側に幅0.5mの側溝。

\*1日当り労賃 22,541 Gs/日  
平均月間労働日数 26 = 30 x 6/7(週6日労働)  
最低賃金水準/月 586,076 Gs



### 3 栽培区画ごとの栽培管理費用（資材費、労賃）

#### 露地栽培

区画規模	247.5 ㎡
ｺﾝｸﾞｽﾄ20ﾄﾝ当りの栽培資材費	71,009 円
1区画当りのｺﾝｸﾞｽﾄ所要量	2.0 ﾄﾝ
1区画当りの栽培資材費	7,101 円
ｺﾝｸﾞｽﾄ20ﾄﾝ当りの栽培管理労賃	181,105 円
1区画当りの栽培管理労賃	18,111 円

#### \* 1区画当りｺﾝｸﾞｽﾄ所要量

標準的栽培による圃場圃造(33m X 7.5m=247.5㎡)

畦幅	1.00 m
畝間幅	0.70 m
畦長	33 m
畦数	4 本
畦間数	5 本

ｺﾝｸﾞｽﾄ20ﾄﾝを15kg/袋で小分けした袋数

	1,333 個
1畦当りｺﾝｸﾞｽﾄ袋数	33 個
1区画当りｺﾝｸﾞｽﾄ袋数	132 個
1区画当りｺﾝｸﾞｽﾄ所要量	2.0 ﾄﾝ

#### 施設栽培

区画規模	1 箇舎(104㎡)
ｺﾝｸﾞｽﾄ20ﾄﾝ当りの栽培資材費	71,009 円
1区画当りのｺﾝｸﾞｽﾄ所要量	14.6 ﾄﾝ
1区画当りの栽培資材費	51,837 円
ｺﾝｸﾞｽﾄ20ﾄﾝ当りの栽培管理労賃	147,382 円
1区画当りの栽培管理労賃	107,589 円

#### \* 1区画(箇舎)当りｺﾝｸﾞｽﾄ所要量

箇舎構造(7.2m X 14.4m=104㎡)

架設棚	3 段式(1.35m X 13.0m)
架設棚数	3 架設棚(3列に設置)
棚1段当りのｺﾝｸﾞｽﾄ収容袋数	108 袋
1棚当りのｺﾝｸﾞｽﾄ収容袋数	324 袋
1箇舎当りｺﾝｸﾞｽﾄ収容袋数	972 袋
1袋ｺﾝｸﾞｽﾄ収容量	15 kg
1棟当りｺﾝｸﾞｽﾄ必要量	14,580 kg = 約 14.6 ﾄﾝ

#### 4 年度別栽培管理費

	1年度		2年度		3年度		4年度		5年度以降	
	秋作	春作	秋作	春作	秋作	春作	秋作	春作	秋作	
栽培面積										
圃舎栽培(棟)	1	4	4	4	4	8	8	8	8	
露地栽培(㎡)	2,970	9,900	9,900	9,900	9,900	19,800	19,800	19,800	19,800	
栽培資材費										
圃舎栽培(1,000円)	*圃舎栽培	1区画当りの栽培資材費			51,837円					
	52	207	207	207	207	415	415	415	415	
露地栽培(1,000円)	*露地栽培	1区画当りの栽培資材費			7,101円					
	85	284	284	284	284	563	563	563	563	
合計(1,000円)	137	491	491	491	491	983	983	983	983	
栽培管理労賃										
圃舎栽培(1,000円)	*圃舎栽培	1区画当りの栽培管理労賃			107,589円					
	103	430	430	430	430	861	861	861	861	
露地栽培(1,000円)	*露地栽培	1区画当りの栽培管理労賃			18,111円					
	217	724	724	724	724	1,449	1,449	1,449	1,449	
合計(1,000円)	325	1,154	1,154	1,154	1,154	2,310	2,310	2,310	2,310	
栽培管理費(1,000円)	482	1,645	1,645	1,645	1,645	3,293	3,293	3,293	3,293	

\*費用調達は、堆肥材料調達や造成等の準備を事前に行なう分、前例しに行なう必要がある。



6 年度別梱包資材費

	1	2	3	4	5	6	7年度以降
<b>*梱包単位</b>							
*PP袋(2重)	2.5 kg/袋(2重)						
*PE袋	2.5 kg/袋						
段ボール箱	5.0 kg/箱						
<b>*資材単価</b>							
*PP袋(PP)					361 Gs/袋		
*PE袋(PE)					361 Gs/袋		
段ボール箱					1,444 Gs/箱		
乾燥剤					181 Gs/30g/乾燥品kg		
<b>出荷量 (kg)</b>	61	629	889	2,511	3,033	3,556	3,556
<b>資材必要数</b>							
PP袋(2重包装)	49	503	711	2,009	2,426	2,845	2,845
PE袋	24	252	356	1,004	1,213	1,422	1,422
段ボール箱	12	126	178	502	607	711	711
乾燥剤(kg)	2	19	27	75	91	107	107
<b>梱包資材費 (1,000Gs)</b>							
PP袋	18	182	257	725	876	1,027	1,027
PE袋	9	91	129	362	438	513	513
段ボール箱	17	182	257	725	877	1,027	1,027
乾燥剤	12	115	163	453	549	646	646
<b>合計 (1,000Gs)</b>	56	570	806	2,265	2,740	3,213	3,213
<b>合計 (1,000円)</b>	3	32	45	125	152	178	178

## 7 年間人件費・福利厚生費（試験事業）

	人数	月俸/人 (1,000円)	月俸/人 (円)	年俸/人*1 (1,000円)	福利厚生 係数	人件費・福利厚生費 (年額、1,000円)
農場長（日本人）	1					1,800
顧問	0.1					240
会計士	0.1					240
副農場長	1	1,805	100	1,300	0.30	1,690
主任	2	812	45	585	0.30	1,521
トリアーナー	2	722	40	520	0.30	1,352
警備員	6	722	40	520	0.30	4,056
事務スタッフ	2	812	45	585	0.30	1,521
農務リーダー	4	722	40	520	0.30	2,704
<b>(合計)</b>				<b>4,030</b>		<b>15,124</b>
1年度は、2年時の6/12						7,562
2～3年度、上記額						15,124

\*年俸は、月俸の13月分

\*福利厚生係数は、社会保険料、扶養家族手当を勘案し、給与支払額に対し30%とした

## 8 保守管理費（試験事業）

単位：1000円		投資額	管理費 必要率	年間 保守管理費
<b>試験事業分</b>				
1年度分	農場建設	1,584	0.05	79
	施設建設	35,809	0.05	1,790
	農機・備品	14,117	0.05	706
	(小計)	51,510	0.05	2,575
2年度分	施設建設	1,693	0.05	85
	農機・備品	140	0.05	7
	(小計)	1,833	0.05	92
3年度分	施設建設	0	0.05	0
	農機・備品	747	0.05	37
	(小計)	747	0.05	37
<b>(2年度)</b>				<b>2,575</b>
<b>(3年度)</b>				<b>2,667</b>
<b>(4年度以降)</b>				<b>2,704</b>

## 9 燃料オイル代 (試験事業)

	年間 稼働量	燃料 L当り 稼働量	燃料 単価 (Gs)	対燃料 オイル 必要率(%)	年間 燃料オイル代 (1,000Gs)	(1,000円)
<b>(1年度)</b>						
トラクター(61HP)	100 時間	0.20	688	0.30	447	25
刈り取り機	100 時間	0.20	688	0.30	447	25
どろり機(2800cc)	20,000 Km	6.00	688	0.30	2,931	165
キノコ乾燥機	203 時間	1.20	688	0.00	117	6
ボイラー	511 時間	0.20	688	0.00	1,758	97
(合計)						318
<b>(2年度)</b>						
トラクター(61HP)	800 時間	0.20	688	0.30	3,578	198
刈り取り機	800 時間	0.20	688	0.30	3,578	198
どろり機(2800cc)	30,000 Km	6.00	688	0.30	4,472	248
キノコ乾燥機	2,097 時間	1.20	688	0.00	1,202	67
ボイラー	3,667 時間	0.20	688	0.00	12,614	699
(合計)						1,410
<b>(3年度)</b>						
トラクター(61HP)	1,000 時間	0.20	688	0.30	4,472	248
刈り取り機	1,000 Km	0.20	688	0.30	4,472	248
どろり機(2800cc)	30,000 Km	6.00	688	0.30	4,472	248
キノコ乾燥機	2,963 時間	1.20	688	0.00	1,699	94
ボイラー	3,667 時間	0.20	688	0.30	16,399	908
(合計)						1,746

\*ボイラーは、種菌培養に用いる

## 10 年間人件費・福利厚生費（本格事業）

	人数	月俸/人 (1,000Gs)	月休/人 (円)	年俸/ポスト (1,000円)	福利厚生 係数	人件費・福利厚生費 (年額、1,000円)
農場長（日本人）	1					1,890
顧問	0.1					240
会計士	0.1					240
副農場長	1	1,805	100	1,300	0.30	1,630
主任	2	812	45	585	0.30	1,521
ドライバー・オペレータ	4	722	40	520	0.30	2,704
警備員	6	722	40	520	0.30	4,056
事務スタッフ	3	812	45	585	0.30	2,282
農務リーダー	6	722	40	520	0.30	4,056
（合計）				4,030		18,589
・11年度以降は社長ポストを現地化する (11年度以降の社長ポストの年額、単位：1,000円) 2,500						
(11年度以降の人件費・福利厚生費、単位：1,000円) 19,289						

- ・年俸は、月俸の13ヶ月
- ・福利厚生係数は、社会保険料、扶養家族手当を勘案し、給与支払額に対し30%とした

## 11 保守管理費（本格事業）

単位：1,000円		4年度 投資額	管理費 必要率	年間 保守管理費
本格事業分				
4年度分	農場建設	2,308	0.05	115
	施設建設	0	0.05	0
	農機・物品	2,683	0.05	134
	（小計）	4,991		249
試験事業分				2,764
合計				2,953

## 12 燃料オイル代（本格事業）

	年間 稼働量	燃料 1当り 稼働量	燃料 単価 (Gs)	対応料 オイル 必要率(額)	年間 燃料オイル代 (1,000Gs) (1,000円)
（4年度）					
トラクター（61HP）	1,000 時間	0.20	688	0.30	4,472 248
ホイールローダ	1,000 km	0.20	688	0.30	4,472 248
ピックアップ（2800cc）	30,000 km	6.00	688	0.30	4,472 248
キノコ乾燥機	8,370 時間	1.20	688	0.00	4,799 266
ボイラー	7,334 時間	0.20	688	0.30	32,798 1,817
（合計）					2,827
（5年度）					
トラクター（61HP）	1,000 時間	0.20	688	0.30	4,472 248
ホイールローダ	1,000 km	0.20	688	0.30	4,472 248
ピックアップ（2800cc）	30,000 km	6.00	688	0.30	4,472 248
キノコ乾燥機	10,110 時間	1.20	688	0.00	5,796 321
ボイラー	7,334 時間	0.20	688	0.30	32,798 1,817
（合計）					2,882
（6年度以降）					
トラクター（61HP）	1,000 時間	0.20	688	0.30	4,472 248
ホイールローダ	1,000 km	0.20	688	0.30	4,472 248
ピックアップ（2800cc）	30,000 km	6.00	688	0.30	4,472 248
キノコ乾燥機	11,853 時間	1.20	688	0.00	6,796 376
ボイラー	7,334 時間	0.20	688	0.30	32,798 1,817
（合計）					2,937

13 減価償却計画(1) 試験事業分

単位：1,000円	取得 価額	償却 年数	取得 年度	年間償却額 2年度	3	4	5	6年度以降
農場建設工事	1,584	20	1	79	79	79	79	79
施設建設工事								
1年度分	35,809	20	1	1,790	1,790	1,790	1,790	1,790
2年度分	1,693	20	2		85	85	85	85
農機車両・農場備品調達								
農業機械・車両								
1 トラクター(40HP、中古)	1,120	8	1	140	140	140	140	140
2 付属ディスクプラウ	212	8	1	27	27	27	27	27
3 付属ディスクハロー	201	8	1	25	25	25	25	25
4 付属溝掘器	125	8	1	16	16	16	16	16
5 付属サブソイラー	105	8	1	13	13	13	13	13
6 トレーラー	328	8	1	41	41	41	41	41
7 ウィールローダ	2,800	8	1	350	350	350	350	350
6 ピックアップ(2800cc)	4,171	8	1	521	521	521	521	521
農場備品・試験研究備品・事務所備品								
1 配水管(1)	24	5	1	5	5	5	5	5
2 配水管(2)	32	5	2		6	6	6	6
3 配水管(3)	21	5	2		4	4	4	4
4 配水支管(1)	19	5	1	4	4	4	4	4
5 配水支管(2)	58	5	2		12	12	12	12
6 給水管(1)	37	2	1	19	19	19	19	19
7 給水管(2)	82	2	2		41	41	41	41
8 散水管(1)	55	2	1	28	28	28	28	28
9 散水管(2)	122	2	2		61	61	61	61
10 露地被覆用骨材(1)	53	5	1	11	11	11	11	11
11 露地被覆用骨材(2)	18	5	2		4	4	4	4
12 肩出草刈器	692	2	1	346	346	346	346	346
13 ベルト・コンベヤー	840	10	1	84	84	84	84	84
14 消毒用噴霧器	8	5	1	2	2	2	2	2
15 小型オートクレーブ	504	10	1	50	50	50	50	50
16 台秤 (50kg)	42	10	1	4	4	4	4	4
17 高圧洗浄器	350	10	1	35	35	35	35	35
18 電気精密秤量器	113	10	1	11	11	11	11	11
19 乾熱滅菌器	238	10	1	24	24	24	24	24
20 無菌箱	140	10	1	14	14	14	14	14
21 電子式温度計	118	10	1	12	12	12	12	12
22 PHメーター	262	10	1	26	26	26	26	26
23 タイムカード	60	10	1	6	6	6	6	6
24 事務所用 机イスセット	60	10	1	6	6	6	6	6
25 会議室 机イスセット	70	10	1	7	7	7	7	7
26 パソコン	500	5	1	100	100	100	100	100
27 事務所クーラー	450	10	1	45	45	45	45	45
28 什器備品	500	10	1	50	50	50	50	50
(計 1)				3,891	4,104	4,104	4,104	4,104

・定額法を採用、残存価額はゼロとした



14 減価償却計画(2) 本格事業分

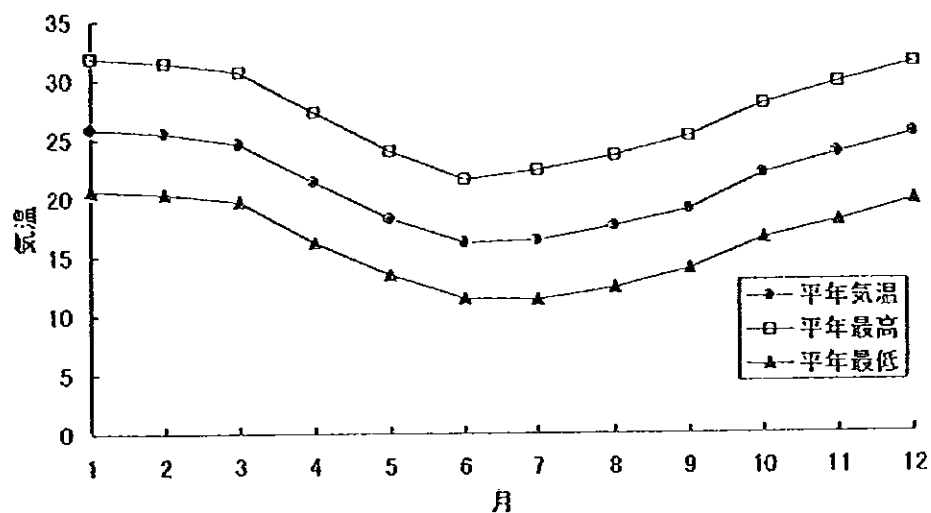
単位：1,000円	取得 価額	償却 年数	取得 年数	年間償却額 2年度	3	4	5	6年度以降
農場建設工事	2,308	20	4				115	115
施設建設工事	22,775	20	4				1,139	1,139
農機車両・農場備品調達								
農業機械・車両								
1 トラクター(40HP、中古)	1,120	8	4				140	140
2 付属ディスクプラウ	212	8	4				27	27
3 付属ディスクハロー	201	8	4				25	25
4 付属溝掘器	125	8	4				16	16
5 付属サブソイラー	105	8	4				13	13
6 トレーラー	328	8	4				41	41
農場備品・試験研究備品・事務所備品								
1 配水管(試1)	21	5	4				4	4
2 配水管(試2)	35	5	4				7	7
3 配水管(1)	34	5	4				7	7
4 配水管(2)	21	5	4				4	4
5 配水管(3)	21	5	4				4	4
6 配水管(4)	21	5	4				4	4
7 配水管(5)	35	5	4				7	7
8 配水支管	77	5	4				15	15
9 給水管	119	2	4				60	60
10 散水管	177	2	4				89	89
11 露地被覆用骨材	0	5	4				0	0
12 肩掛草刈器	226	2	4				113	113
(計 2)							1,830	1,830
(計1) + (計2)				3,891	4,104	4,104	5,934	5,934

・定額法を採用、残存価額はゼロとした



### 3. イグアス地域の気象データ

#### 1 気温 (1972~95年)

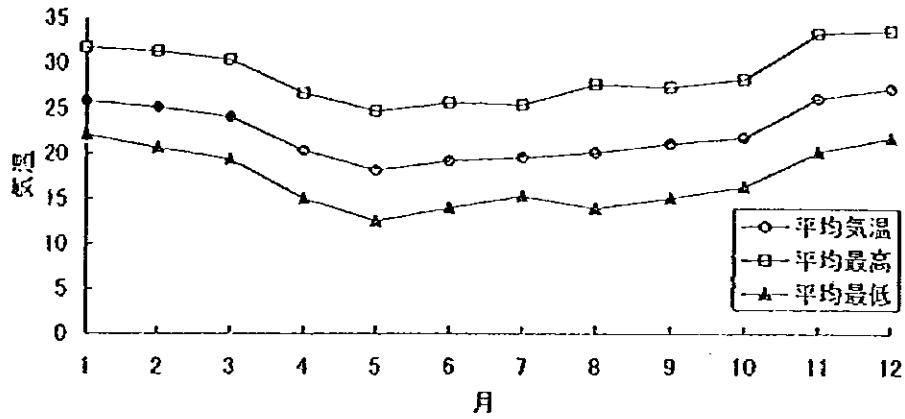


1972年-1995年

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均気温	25.8	25.4	24.5	21.3	18.1	16.1
平均最高	31.8	31.4	30.6	27.2	23.9	21.5
平均最低	20.6	20.3	19.6	16.1	13.4	11.4

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	16.3	17.5	18.9	21.9	23.6	25.2
平均最高	22.3	23.5	25.1	27.8	29.6	31.2
平均最低	11.3	12.3	13.9	16.4	17.8	19.6

## 2 气温 (1995年)



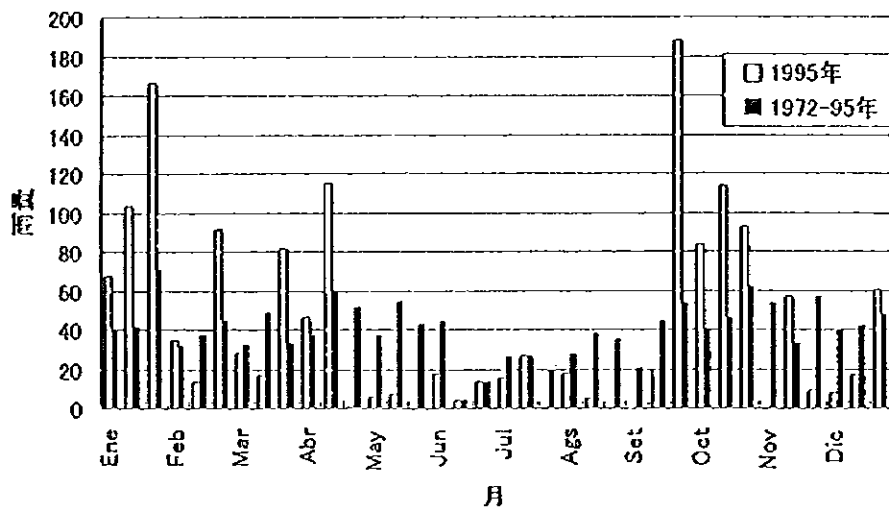
1995年1月—1995年12月

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平均气温	25.8	25.1	24	20.3	18	19.1
平均最高	31.7	31.3	30.3	26.6	24.6	25.5
平均最低	22.1	20.6	19.3	14.9	12.4	13.9

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均气温	19.5	20	21	21.7	26	27.1
平均最高	25.3	27.6	27.3	28.1	33.1	33.4
平均最低	15.2	13.8	15	16.2	20.1	21.7

## 3 雨量









JICA